

2013. 3月

事務所便り

山路社会保険労務士事務所

〒540-0012

大阪市中央区谷町1丁目3-17

エルフ大手前1108

Tel: 06-6946-2677

Fax: 06-6946-2678

E-mail: taeko@yama-t.com

● 2013年度の各種保険料額・保険料率が決まりました

◎ 今年度は料率等に変更はなく、据え置きとなりました。

◆協会けんぽの都道府県単位保険料率

2月6日に告示（平成25年厚労告第19号・第20号）が発出され、平成25年度の協会けんぽの都道府県単位保険料率については、据置きとされることとなりました。（介護保険料率含む）

◆厚生年金保険の保険料率

今年8月分（9月納付分）までの保険料率は、一般16.766%、船員・坑内員17.192%となっておりますが、9月分（10月納付分）からは、一般17.12%、船員・坑内員17.44%となります。

◆雇用保険料率

昨年12月19日に告示（平成24年厚労告第588号）が発出され、平成24年度の料率を据え置き、一般の事業で1.35%、農林水産・清酒製造の事業で1.55%、建設の事業で1.65%となりました。

◆国民年金の保険料額

2月5日に発出された告示（平成25年厚労告第18号）により、平成25年度の保険料額は、前年度より60円引き上げられ、15,040円になります。

これは、15,820円（国年法87条の3に定められた、平成25年度の法定の保険料額）に0.951（平成25年度の保険料改定率）を掛けて算出された額です。

なお、保険料を前納した場合には、毎月納付するよりも割り引かれた額での納付となります。それぞれ次の額となりますが、納付方法により割引率が異なりますので注意が必要です。

（1）1年間の保険料を前納

- ・176,700円（3,780円の割引）…口座振替
- ・177,280円（3,200円の割引）…現金納付またはクレジットカード納付

（2）6カ月間の保険料を前納

- ・89,210円（1,030円の割引）…口座振替
- ・89,510円（730円の割引）…現金納付またはクレジットカード納付

（3）1カ月間の保険料を早期納付（その月の保険料をその月末に納付）

- ・14,990円（50円の割引）…口座振替

なお、1カ月間の保険料を現金で早期納付した場合、またクレジットカードで毎月納付する場合には割引の適用はありません。

● 1年間に負担する社会保険料はどのように決まる？

◆社会保険料の額を決める「標準報酬月額」とは

健康保険や厚生年金保険の保険料は、従業員の個々の給与の額ではなく、区切りのよい幅で区分した「標準報酬月額」に基づいて算出されます。

この幅が「標準報酬月額等級」として、健康保険では47等級に、厚生年金保険では30等級に分かれています。これらの保険料は労使折半ですので、事業主の負担が過重とならないよう保険料に上限が設定されていますが、高額所得者でも上限等級以上の保険料負担はしませんので、「高額所得者優遇」にならないよう、政令で、最高等級の上に等級を追加することができることとされています。

◆標準報酬月額はどうやって決まる？

標準報酬月額が決まる方法として、(1)資格取得時決定、(2)定時決定、(3)随時改定の3つがあります。

新入社員等は(1)によって決定されますが、7月1日現在その会社に在籍している従業員については(2)により、4～6月に支払われる給与等や賞与の賃金総額の月平均賃金額を基準に標準報酬月額にあてはめて、その年の9月から翌年8月までの1年間の標準報酬月額が決まります。

その後、給与等に著しい変動があった場合は(3)の随時改定となります。これは固定的な賃金(基本給や、固定的な手当、通勤手当等)に変動があり、かつ等級が2等級以上に変動した時に届出ます。残業代は変動給ですので該当しません。(2)の場合でも、昇給等があり、固定給の変動の結果2等級以上の差が生じれば、(3)に該当し、7月より改定となります。

◆残業量の調整や昇給のタイミングに注意

定時決定によってその年の9月から翌年8月まで適用する標準報酬月額が決定されることから、算定期間中に多くの残業が発生し、平均賃金額が他の時期よりも高くなる会社や、算定期間中に昇給がある企業においては、負担する社会保険料の額に影響を生じる可能性があります。

特に、厚生年金保険料は平成16年の制度改正によって平成29年9月まで毎年0.354%ずつ引き上げられることとなっているため、昇給等によらなくても保険料の負担は年々増していきます。

不必要な残業を控えたり、業務の進め方を見直したり、昇給月を変更したりする等、対策を社会保険労務士に相談してみるのもよいでしょう。

◆60歳以上の再雇用時の報酬変更

平成25年1月25日の通達により、平成25年4月1日以後、「60歳以降に退職後継続して再雇用される者については、退職後引き続き再雇用されたときに使用関係が一旦中断したものとみなし、事業主から被保険者資格喪失届および被保険者資格取得届を提出させる取り扱いとして差し支えないこととする。」となりました。これまでは「60歳以降に支給される特別支給の老齢厚生年金の受給権者であって退職後継続して再雇用される者」のみとなっていたのですが、年金の支給開始年齢が61歳以降に引き下げられる者が出てくるのを受けての措置となります。

したがって、60歳以降の再雇用時は、月額変更を待たずに報酬額が変更となり、保険料もすぐに変更となります。ただし、この届出(被保険者資格取得届)にはその者が退職をした後新たな雇用契約を結んだことを明らかにできる書類(事業主の証明等)を添付することとなっています。

「解雇権濫用」「名ばかり管理職」に関する裁判例

◆メーカーが多数の労働組合員を解雇

神戸市にある鋼管メーカーを解雇された従業員（22人）が地位確認などを求める訴えを提起しましたが、神戸地裁は「解雇権濫用のため無効である」として、会社に対して未払賃金の支払いを命じる判決を下しました（2月27日）。

この会社は、事業縮小を理由として2011年6月に工場勤務の従業員（28人）を解雇しましたが、28人のうち26人は労働組合員だったそうです。

裁判官は判決で「他部署への配転を検討するなど、解雇を避ける努力を尽くしていない」と指摘し、また、解雇された従業員の大半が労働組合に加入していたことが「明らかに不自然である」としました。

原告の男性の1人は、「会社は判決を重く受け止め、早く職場に戻してほしい」と話しているとのこと。



これは明らかに不当労働行為（組合員であることを理由に解雇：労組法7条違反）ととられても仕方ないような行為ですね。従業員にも生活がありますから、そう簡単に解雇してはいけないというのが解雇権濫用法理なのです。

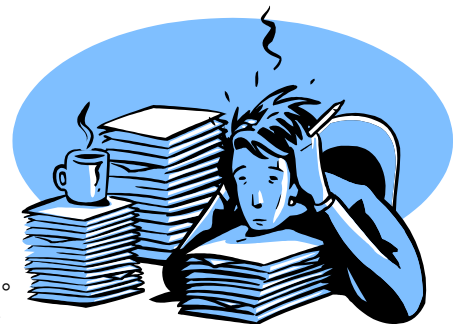
また、能力不足で解雇というのもよくあるのですが、そもそも雇ったのは会社であり、指導・教育は会社の責任ととられます。人は使いよう・・・その人の能力を見極め有効活用することが大事！

◆大学が財務課長を管理職扱い

広島県にある私立大学の元財務課長（57歳）が、実態は管理職ではないにもかかわらず管理職として扱われて残業代が支払われなかったとして、大学側に対して未払賃金等（約630万円）の支払いを求めて訴えを提起していましたが、広島地裁は「時間外手当の支給対象外となる管理監督者には該当しない」として、学校側に対して約520万円の支払いを命じました（2月27日）。

訴えていた男性は、2008年4月から2011年3月まで財務課長を務めており、最も多い月の残業時間は103時間30分だったそうです。

裁判官は判決で「原告の上司として法人事務局長などが置かれ、業務の大部分で上司の決裁が必要であり、権限は限定的だった」としました。また、出退勤時間等に関する裁量が限られていたことなども考慮され、「権限や責任が経営者と一体というのは困難である」とされました。大学側はこの判決に不服のため、控訴を検討しているとのこと。



協会健保メールマガジンより

春は健康保険証の切り替えが一番多い季節です。

退職等により資格を喪失すると、その健康保険証は使用できません。

健康保険証が使用できるのは、退職日・死亡日までです。

また、被扶養者であった方は、扶養でなくなった日から使用できません。

協会けんぽでは、加入者の皆様へ退職時等には会社へ健康保険証を返却していただきますようお願いするとともに、資格がなくなった健康保険証の早期回収の取組み（返納督促状送付・架電督励）を実施しております。

◇事業主様・社会保険担当者様へのお願い

協会けんぽ大阪支部では、平成 23 年度、健康保険証を不正に使用した「無資格受診」として約 5 億円（約 5 万件）の医療費が発生しています。資格がないにもかかわらず健康保険証を使用し保険診療を受ける事象が増えると、協会けんぽの財政を圧迫し健康保険料率にも大きな影響を及ぼします。健康保険証の不正使用防止には、ご退職時や被扶養者から除かれるときに健康保険証を回収していただくことが効果的です。

また、従業員の皆さまへ、ご退職の際には必ず会社へ健康保険証を返却していただき、協会けんぽの資格を喪失した後に医療機関を受診する際には、新たな健康保険証を使用していただきますようご説明をお願いいたします。

「資格喪失届」・「被扶養者異動届（削除）」を年金事務所（事務センター）へご提出の際は、回収していただきました健康保険証の添付をあわせてお願いいたします。



だんだん春らしくなってきました。街では卒業式帰りの学生さんらしき若者を見かけます。これから社会に巣立っていく希望と夢がいっぱいの彼らを待ち受けているのは??
ホント、学生時代が人生で一番いい頃よ！とおばさんは声高に言いたい！